

次期地域包括支援センターの機能強化方針について（案）

1 機能強化の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を目指し事業を推進しているところです。そうした中、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、その機能や体制の強化を図ることが必要です。

そこで、地域包括支援センターの機能強化の一環として、現在、基幹型 1 か所、圏域 3 か所の地域包括支援センターを次のとおりとします。

2 設置箇所数

国は、地域包括支援センターの設置に係る具体的な圏域設定にあたっては、市の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況等から、概ね人口 2 万人から 3 万人に 1 箇所を目安としています。

この基準や市の人口や高齢者数等を勘案し引き続き 3 箇所とします。

3 地域割

国は地域包括ケアシステムの圏域として、中学校区を目安としていること、また地域の連携のしやすさと、地域包括支援センターが設置される以前に存在していた在宅介護支援センターの区割り等を勘案して地域割を設定することとし、本市では日常生活圏域を 3 つとしています。

3 区域は、学区を単位として組み合わせ、守山・小津学区を「南部」、吉身・玉津学区を「中部」、河西・速野・中洲学区を「北部」としており、この体制を継続します。

表 1

	南部	中部	北部
開所年月	平成31年 4 月	令和 3 年 4 月	平成28年10月
学区	守山 小津	吉身 玉津	河西 速野 中洲
中学校区	守山南	守山	明富、守山北
人口	34,012人	22,368人	29,669人
人口推計（2035年 R17）	35,428人	22,694人	29,920人
高齢者数	6,837人	5,114人	7,667人
高齢者数推計（2035年 R17）	6,964人	5,320人	7,695人

備考：人口および高齢者数は令和 8 年 4 月現在

人口推計および高齢者数推計は守山市長期ビジョン2035参考

4 地域包括支援センターにおける必要な職種および人数

(1) 必要な職種と役割

相談者に対して、次のスタッフがチームを組んで取り組んでいます。

ア 保健師

高齢者の健康増進・地域づくり、介護予防サービス利用・医療・介護の相談

イ 社会福祉士

総合相談、権利擁護、虐待防止の早期発見・対応

ウ 主任ケアマネジャー

地域のケアマネジャーの相談対応、支援困難事例等への対応、関係機関とのネットワークづくり

(2) 必要人数

各圏域地域包括支援センター（以下、「圏域センター」という。）の職員体制は、現行どおり専門職 6 名、事務員 1 名、計 7 名とします。

ア 配置基準

一つの圏域センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数が約 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置く職員人数は、保健師、社会福祉士および主任ケアマネジャー（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人以上が必要とされています。

イ 上乗せ基準（市）

(ア) 高齢者人口

高齢者人口に対して、4,000 人未満の場合、職員体制は基準の 3 人とし、高齢者人口にあわせて、次のとおり加配職員を置きます。

4,000 人から 6,000 人未満は 1 人、6,000 人以上は 2 人。

なお、職員体制については、高齢者人口および現行の職員対応実績等の業務

量により見直しを検討します。

(イ) 認知症対策の強化

高齢化に伴う認知症の人の増加に対応し、在宅や介護のサービス関係機関、地域の支援機関等との連携支援や認知症の人やその家族を支援する体制づくりの推進を図るため、令和6年度より各圏域に認知症地域支援推進員1人を配置しました。次期委託においてもこの体制を維持し、認知症対策を充実します。

(ウ) 業務の効率化

専門職員が業務に専念し活動時間が確保できるよう、庶務等を行う事務職員を令和6年度より1人配置し、効果的・効率的な運営体制に努めています。次期委託についても現行体制を維持します。

5 地域包括支援センターの運営について

(1) アウトリーチ機能の強化および積極的な啓発活動の実施

地域支援者や利用者アンケート（令和7年9月実施）において、“何をしているのか知らない。もっと周知啓発を図った方がいい。”といった意見や、“今は圏域センターへ出向くことができるが、運転免許を返納した後が心配”など圏域センターへのアクセス方法に関して心配される意見もあり、積極的な周知啓発活動や地域へのアウトリーチに取り組み、高齢者が相談しやすい体制を確立します。

(2) ケアマネジャーへの支援の実施

ケアマネジャーアンケート（令和7年9月実施）では、圏域センターの支援に対する一定の評価はいただきましたが、より寄り添った伴走支援や丁寧な引継ぎを希望する声がありました。また守山市第10期いきいきプラン策定にかかるケアマネジャー調査（令和8年1月実施）においても、シャドーワーク（※介護保険制度外の支援）やケアプラン作成にともなう事務量などが業務の負担となっているとの結果が見られました。これらを受けて、ヒアリング等で実態を把握し、今後の支援について検討します。

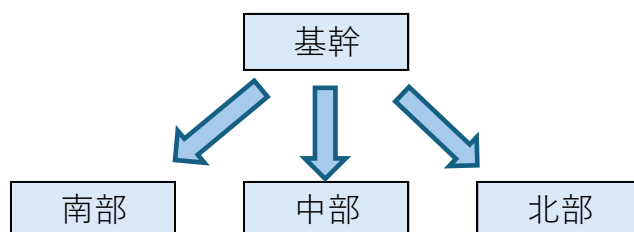
(3) 運営形態：基幹＋委託（3箇所）※変更なし

地域包括支援センターは増加する高齢者への支援に対応するため、基幹型（市）と委託（3箇所）にて運営します。

圏域センターは、これまでの活動の中で培った地域支援者や関係者との関係を活かしながら、地域に根差した高齢者の身近なところで地域包括支援センターの必須業務である総合相談支援等、高齢者への個別対応や地域づくり業務を引き続き委託により実施します。一方、基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹」という。）は、地域包括ケアシステムの深化のため、認知症施策や介護予防等の社会保障充実分の政策立案機能と、各圏域センター間の総合調整や後方支援および統括、指導監督、指定介護予防支援事業所としての業務を行います。

今後の運営については、高齢者への健康づくりや介護予防施策の推進を目指し、きめ細やかな支援ができるよう運営体制を検討します。

図 1



6 業務内容と資質確保

(1) 基幹・圏域センターの業務分担

基幹と圏域センターとの主な業務の分担は、次の表3のとおりとします。

事業名	基幹	圏域	備考
総合相談支援業務		◎	高齢者および家族等からの相談支援、複合的課題を抱える事案の担当課へのつなぎ支援、ケアマネ調整支援等
	○		他課からの圏域センターへのつなぎ
権利擁護業務		◎	成年後見制度利用促進、虐待への対応等
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		◎	ケアマネジャー支援、主治医、介護事業所等関係機関との連携
指定介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント業務)	◎		要支援1, 2のケアプランチェック、サービス担当者会議出席、請求・契約事務、住所地特例対応
3圏域の支援、指導、統括	◎		
医療と介護の連携		○	関係者・関係機関との顔の見える関係づくりの推進
	◎		在宅医療・介護連携サポートセンター業務
生活支援サービスの充実		○	インフォーマルサービス・総合事業周知
	○		総合事業対象者の判定、新規・更新通知
認知症施策の推進		○	認知症の正しい知識の普及啓発の推進、みまも〜り〜♡カフェの開催等本人・家族支援
	◎		認知症施策の推進全般
地域ケア会議		◎	地域ケア会議の活用による地域課題の抽出
			圏域主催地域ケア個別会議の開催
	◎		政策形成にむけた地域ケア会議の開催
介護予防の推進		○	出前講座（健康づくり、介護予防、認知症、権利擁護、在宅看取り等）
	◎		自主グループの立ち上げ・運営支援等
重層支援体制整備事業		○	重層支援体制整備事業と連携、事例提出による複合的課題のある事例の検討
	◎		連携推進員として会議出席

備考：「◎」は主に担当する業務、「○」は一部を担う業務

(2) 指定介護予防支援業務について

国は、地域包括支援センターの業務について、「地域市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほか、第1号介護予防支援事業を一体的に実施する。また、地域包括支援センターは、これらの業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として設置されるものであり、地域包括支援センターの運営に当たっては、それぞれの業務の有する機能の連携が重要であることから、市町村がこれらの業務の実施を委託する場合には、一括して委託しなければならない。（介護保険法第115条の47第2項）。」と規定しています。

しかしながら、当市ではこれまでから圏域センターは地域に根差した活動を優先し、取組を推進しており、それが地域役員または利用者アンケートの高い評価につながっていると考えため、これまでの方法を今後も継続します。今後も国の動向を注視し、新たな指針が出た段階で改めて業務体制（委託業務内容）を検討します。

(3) 圏域センターの運営や活動に対する点検・評価

ア 体制整備

(7) 監査・評価機能

- a 毎月の事業実施報告書や委託責任者とのヒアリングにおいて、業務の進捗確認を行います。
- b 年度当初には、委託先は市の年間計画に基づいた事業計画を策定し、適時および年度末に自己評価を行い、それを受けて、基幹の職員がヒアリングを実施し、評価を行います。
- c 上記の評価結果は、地域包括支援センター運営協議会に毎年報告し、意見を聴取することで次年度の計画に反映します。
- d 定期・不定期の実地監査・指導を行います。

(イ) 公平・中立性の確保

- a 介護サービス利用希望者に事業所の空き情報等を複数提示することにより、利用者が自己選択・自己決定できるよう支援します。
- b 圏域センターが居宅介護支援事業所を案内・選択した場合には、当該事業所を選択した理由を記した『居宅介護支援事業所選定支援状況報告書』を地域包括支援センター運営協議会に毎年報告することで、公平・中立的な運営を行います。

(ウ) 指導・支援機能

a 職員研修

- (a) 圏域センター職員が集まり、ケース検討や情報交換、基本の事務研修等の機会を設けることで、職員の相談対応能力や資質向上等を図ります。

- (b) 複合的課題、認知症、成年後見制度等の専門性の高い分野については、外部研修を活用し、知識・技術の習得を促します。
- b 基幹と委託先との会議において、市の方針を提示し、施策の共有を行い、連携強化を図ります。
- (a) 地域包括支援センター管理者会議
委託先の法人理事長や運営事務担当者と基幹職員等とが運営方針、委託事業内容や予算、人員配置等について随時協議を行います。
- (b) 地域包括支援センター長会議
基幹職員と圏域センター長が、毎月1回、市の運営方針や事務等を連絡し、情報共有を図り、各事業の進め方等の協議を行います。
- (c) 地域包括支援センター職種別会議
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの職種ごとに、相談業務の情報共有や研修内容等の協議を行います。
- c 高齢者虐待や困難事例に対する相談・支援については随時対応する。
- d 上記アの(ア)のaおよびbのヒアリングを踏まえて、業務の進捗状況が水準に達していなければ、運営方法を確認し、業務改善を指導します。

7 委託方法

(1) 契約期間

次期委託の期間については、3年に1回の介護保険法の改正、『守山いきいきプラン』の計画改定周期、民生委員・児童委員の改選時期等を考慮し、令和10年度からの次期委託にあたっては、6年間とします。また、その後の契約期間についても、上記の理由から同様に長期間（6年間）とします。

(2) スケジュール

委託のスケジュールとしては、下記の図2のとおりとします。

図 2

年 項目	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
守山市いきいきプラン	第9期計画			第10期計画			第11期計画			第12期計画			第13期計画		
民生委員・児童委員改選		☆			☆			☆			☆				
現委託契約期間															
次期委託契約	次期検討・準備														
次々期委託(案)										次期検討・準備					
そのほか															